

令和7年8月期 定例教育委員会議

・開催日時 令和7年8月27日（水） 午前10時00分から

・開催場所 羽曳野市役所 別館3階 特別会議室

・出席者	教 育 長	村 田 明 彦
	教育長職務代理者	奥 野 貞 一
	委 員	多 田 謙 司
	委 員	新 熊 和 彦
	委 員	原 田 奈 緒 美

・説明者	学校教育部長兼生涯学習部長	藤 田 晃 治
	教育政策監	松 村 章 生
	学校教育部理事	新 田 孝 一
	学校教育課長	伊 藤 圭

・事務局	教育政策課長	平 井 有 紀 子
	教育政策課長補佐	尼 丁 香 奈

・議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 教育長月次報告

日程第3 議案第21号
令和8年度はびきの埴生学園（小規模特認校）の新入学児童
生徒（1年生・7年生）の他校区からの募集定員数について

日程第4 報告第10号
後援名義の使用許可について

日程第5 その他
日程調整など

[教育長 開会の挨拶]

開会：午前 10 時 00 分

日程第 1 会議録署名委員の指名について

教育長において、多田委員を指名しました。

日程第 2 教育長月次報告

教育長から次のとおり口頭にて報告がありました。

- (1) 7 月 31 日に、市教職員全体研修がありました。
- (2) 8 月 7 日に、中学生未来会議に参加しました。
- (3) 8 月 21 日に、羽曳野プログラミング DAY 2025 に参加しました。
- (4) 8 月 22 日に、ひまわりキャンプがありました。

日程第 3 議案第 21 号

令和 8 年度はびきの埴生学園（小規模特認校）の新入学児童生徒（1 年生・7 年生）の他校区からの募集定員数について

- 学校教育課長から、資料に基づき令和 8 年度はびきの埴生学園（小規模特認校）の新入学児童生徒（1 年生・7 年生）の他校区からの募集定員数について説明があり承認を求めました。

《学校教育課長》

小規模特認校制度に係る概要と今後の方針について、その 1 では、本制度導入の流れを記載しています。

現在、市内全域から児童・生徒が就学できるよう小規模特認校としての条件整備を行うことで、児童・生徒数の増加を図り、学園教育の活性化を図っているところです。

その 2 とその 3 では、これまでの経緯とねらいを、その 4 では就学指定制度を解説しております。

その 5 で、小規模特認校制度について記しているように、本制度は、法令に特別な定めがあるわけではありません。本来は、法令に基づき、市域に在住している児童・生徒は、必ず就学前に、就学すべき学校を指定されることになりませんが、小規模特認校は、特認の対象となる学校の教育を受けたいと保護者が申

し出た場合、本来の指定校を特認校に変更できるという条項を、就学指定校変更基準に入れることで運用しています。

また、市のHPにも提示しています就学指定校変更基準の区分において、その他（特別事情）事由に該当させ、学校教育法施行令等の運用・解釈によって、市教育委員会の判断で行っている制度としています。

小規模特認校制度の実施初年度であった平成31年度は、対象学年を第1学年から第9学年までのすべての学年としていましたが、2年目以降は市内小・中学校の入学年度にあわせた設定とし、第1学年及び第7学年を対象学年として定めております。

次に定数についてですが、令和7年度入学者は、小規模特認校の指定校変更としての申請実績は新1年生で13名、新7年生で1名でした。

この数字は多少の変動はありますが、例年好評により、来年度入学対象者においても同数以上の募集希望者を見込んでいます。

現在の定数について、学園としても、特認校制度の導入によって、他地区からの入学者も加わり活性化し、指定校変更によって転学してきた児童・生徒も、落ち着いて学習に取り組み、仲間づくりの点でも順調で、大きな問題はないという認識であります。よって、例年どおりの児童生徒数を保つための募集定員を設定しています。

令和8年度入学予定の新1年生の入学者数は学齢簿上40名で、過去の入学率と小規模特認校実施後の実績を考慮すると、67名ほどかと考えます。

新7年生の入学者数については、現在の6年生の46名に対し、私立中学校の進学希望者と他校からの小規模特認校による転入希望者を考慮すれば、ほぼそのまま変動はないものと考えております。

これらの点を考慮して、令和8年度のはびきの埴生学園の特認校制度の運用に係る募集学年については、例年通り、第1学年及び第7学年で実施とし、募集定員については、新1年生は15名程度、新7年生は20名程度とします。

応募多数の場合は、兄弟関係がある児童生徒を優先枠として、その他の申請者で公開抽選を行う形で実施したいと考えています。

《教育長》

資料を見ると、募集定員に対する応募者が、中学校では大変少ない状況が続いているなかで、例年と同様の募集定員とするのはなぜですか。

《学校教育課長》

各学年で現在の2クラスを維持するため逆算した結果となります。また、例年募集定員は、何名程度としているため、今年度も同様にしたいと考えております。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第 4 報告第 10 号
後援名義の使用許可について

- 教育政策課長から、資料に基づき後援名義の使用許可について説明がありました。

《教育政策課長》

教育長が、専決処分を行ったもの 8 件の報告になります。

1 件目は、専決処分日は 7 月 29 日、団体名は「一般社団法人魚本流空手拳法連盟」、事業名は「第 34 回 全日本少年少女空手拳法選手権大会」です。

2 件目は、専決処分日は 8 月 12 日、団体名は「特定非営利活動法人はみんぐ南河内」、事業名は「オナカマ食べようプロジェクト・フードパントリー」です。

3 件目は、専決処分日は 8 月 8 日、団体名は「公益社団法人日本プロボウリング協会」、事業名は「初心者向き健康ボウリング教室」です。

4 件目は、専決処分日は 8 月 14 日、団体名は「大阪府中学校道徳教育研究会」、事業名は「第 31 回近畿中学校道徳教育研究大会大阪大会兼第 21 回大阪府中学校道徳教育研究発表会南河内大会」です。

5 件目は、専決処分日は 8 月 21 日、団体名は「羽曳野市グラウンド・ゴルフ協会」、事業名は「第 11 回秋季グラウンド・ゴルフ交歓大会」です。

6 件目は、専決処分日は 8 月 21 日、団体名は「&M」、事業名は「Bee mama Marche」です。

7 件目は、専決処分日は 8 月 21 日、団体名は「大阪菊花会」、事業名は「第 29 回大阪菊花会菊花大会」です。

8 件目は、専決処分日は 8 月 21 日、団体名は「羽曳野市サッカースポーツ少年団」、事業名は「第 3 回「デカモリシ」カップ in 羽曳野」です。

日程第 5 その他

- (1) こども保育課長から（仮称）第 3 こども園名称について報告がありました。
- (2) 食育・給食課長から中学校給食の全員喫食について報告がありました。
- (3) 食育・給食課長から羽曳野市立中学校給食調理等業務委託 衛生管理基準について説明がありました。

- (4) 令和7年度運動会・体育大会の日程について説明がありました。
- (5) 令和7年度全国学力・学習状況調査について報告がありました。
- (6) 事務局から今後の日程について説明がありました。

教育長から、次回の9月定例教育委員会議を9月24日(水)に予定することを通知しました。

[教育長 閉会の挨拶]

閉会：午前11時40分